

総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務 企画提案募集実施要領

総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務企画提案募集の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 業務の目的

本市は、平成30年度に策定した「第2次総社市環境基本計画」を踏まえ、本市の環境負荷の削減の取り組みを進めており、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を宣言し地球温暖化対策に資する取組を行っている。

本業務では、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用し、本市の温室効果ガス排出量の現状を把握するとともに、持続可能でレジリエントな地域社会の構築に向け、再生可能エネルギー導入の可能性等について調査及び施策の検討を行い、再生可能エネルギー導入目標を策定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務
- (2) 業務内容 別紙「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務仕様書（公募用）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年12月26日（金）まで（予定）
- (4) 委託費限度額 本業務の事業費の限度額は、11,990,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 令和7年度の総社市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 委託費限度額に対応した見積書を提出できること。
- (3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 総社市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。

- (6) 総社市事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成25年総社市告示第35号）第4条に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (8) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (10) 地方公共団体における環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用した地方公共団体等による「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する業務」、又は地方公共団体実行計画（事務事業編）、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改訂支援業務を、令和2年度から本件公表日までの間に受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。

4 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

- 令和7年8月22日（金）公告（企画提案者の公募開始、質問書の受付開始）
- 令和7年8月29日（金）17時まで 参加申込書の提出・質問書の受付期限
- 令和7年9月 5日（金）参加資格確認の結果の通知、質問書の回答
- 令和7年9月16日（火）17時まで 企画提案書の提出期限
 - ※4者以上から企画提案書が提出された場合、事務局で書類選考を行う。選考結果は令和7年9月19日（金）までに通知します。
- 令和7年9月24日（水）（予定） プレゼンテーション審査
- 令和7年9月29日（月）（予定） 結果通知

5 企画提案書提出までの手続き

(1) 企画提案募集参加申込書等の提出

本企画提案に参加を希望する法人は、以下に基づき、参加申込を行うものとする。

ア 提出期間

「4 選考スケジュール」のとおり。(必着)

イ 提出先

「1 1 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり。

ウ 提出書類

以下の、(ア) 及び (イ) のとおり。

(ア)「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務に係る企画提案募集参加申込書」(様式第 1 号)

(イ)「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務に係る業務受注経歴書」(様式第 2 号) 及び本業務の内容と同一又は類似の業務実績が確認できる契約書及び仕様書等の写し。

エ 提出方法

電子メールで提出。

※電子メールの件名は「総社市再エネ最大限導入計画等策定業務参加表明(法人名)」とすること。送付後は提出先まで電子メールの到着を確認すること。

オ 参加資格確認

提出資料を基に参加資格の選考を行います。

参加資格の結果について、「4 選考スケジュール」までに全ての参加申込事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者(以下「参加事業者」という。)には、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

ただし、4 者以上から企画提案書が提出された場合、事務局で書類選考を行います。選考結果は令和 7 年 9 月 1 9 日(金)までに通知します。

(2) 質問書の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 受付期間

「4 選考スケジュール」のとおり。

(イ) 提出先

「1 1 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり。

(ウ) 提出書類

「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務に係る企画提案募集に関する質問書」(様式第 3 号)

(エ) 提出部数

電子データ(PDF・1 ファイル)

(オ) 提出方法

電子メールで送付すること。

※電子メールの件名は「総社市再エネ最大限導入計画等策定業務質

問書（法人名）」とすること。送付後は提出先まで電子メールの到着を確認すること。

イ 質問への回答

「4 選考スケジュール」の期日までに本市ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

「4 選考スケジュール」のとおり。(必着)

イ 提出先

「1.1 問い合わせ先・各種書類等の提出先」のとおり。

ウ 提出書類及び提出部数

事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

提出書類は次の表のとおり。提出書類はA4判の規格で作成し、①～⑦の順に1部ずつ左綴じで綴じた一式を8部（正本 1部（代表者印押印のもの）、副本 7部（正本の写し））作成してください。

綴じる際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようインデックスを付けてください。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問いません。

事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問いません。

持参する際は、「環境課」に事前予約をしてください。

	提出書類	注意事項
①	企画提案書届出書	指定様式による（様式第4号） ※1部は代表者印を押印してください。（他は複写可）
②	誓約書	指定様式による（様式第5号） ※1部は代表者印を押印してください。（他は複写可）
③	実施体制調書	指定様式による（様式第6号）
④	その他	会社概要のパンフレット等
⑤	業務工程表	任意様式
⑥	見積書	任意様式 ※事業者の所在地、名称、代表者職氏名を余白に記載し、1部は代表者印を押印してください。（他は複写可）
⑦	業務提案書 （業務提案概要書）	任意様式（A4両面10枚まで） 文字サイズは、11ポイント以上（注記等は除く） 仕様書「4 業務の内容」に示す内容に沿って（1）～（11）ごとに作成する。

		提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性及び妥当性を具体的に記載すること。 なお、業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載すること。
--	--	---

6 選考方法

(1) 選考手順

本市が設置する総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、評価及び選考を行います。参加事業者ごとに別紙「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務企画提案審査基準」に基づいて審査を行います。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最高位の者を最優秀提案者（契約予定事業者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、審査委員会の投票で決定します。

なお、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わず、再度公募を行うものとします。

また、参加事業者が1者の場合も選考を行い、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行うものとします。

(2) 選考における審査基準

別添「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務企画提案審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーション実施日

令和7年9月24日（水）を予定しています。（変更になる場合、令和7年9月19日（金）までに参加事業者ご連絡します。）

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内とし、本業務に主担当として携わる技術者が行うものとします。

(6) プレゼンテーション審査内容

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（20分程度）を行う予定です。なお、プレゼンテーション時にプロジェクター（パソコンに接続するためのHDMIケーブル）およびスクリーンは本市で用意します。パソコン等を使用する場合は、「環境課」に事前に相談するものとし、必要機器について各参加事業者で用意してください。

(7) その他

審査委員会での選考は非公開とする。

7 結果の公表

選考結果については、令和7年9月29日（月）までに電子メールで通知するとともに、本市ホームページで公表する予定です。

8 契約の締結

本業務の最優秀提案者（契約予定事業者）として決定した参加事業者は、本市と協議のうえで、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員の過半数が失格であると認めた場合

10 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務に係る実施体制調書（様式第6号）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。また、本市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等やむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、総社市情報公開条例（平成17年3月22日条例第11号）に基づき提出書類を公開するこ

とがある。

(7)「参加申し込み」の後に、辞退する場合は、総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務に係る辞退届（様式第7号）を提出すること。

(8)この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等関係法令等の定めるところによる。

(9) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.1 問い合わせ先・各種書類等の提出先

総社市環境水道部環境課 植田，藤原

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

電話：0866-92-8256

電子メール：kankyo@city.soja.okayama.jp

ホームページURL：<https://www.city.soja.okayama.jp/>